

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第11号

四日市市介護保険条例の一部を改正する条例

四日市市介護保険条例（平成12年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成<u>27</u>年度から平成<u>29</u>年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33, 360円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41, 700円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>50, 040円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第<u>4</u>号に掲げる者 <u>58, 380円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>66, 720円</u></p> | <p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成<u>24</u>年度から平成<u>26</u>年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29, 616円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29, 616円</u></p> <p>(3) <u>令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）</u>に規定する者 <u>37, 020円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第<u>3</u>号に掲げる者 <u>44, 424円</u></p> <p>(5) <u>令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）</u>に規定する者</p> |

(6) 次のいずれかに該当する者

75,060円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者

83,400円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

51,828円

(6) 令第39条第1項第4号に掲げる者（前号に該当する者を除く。）

59,232円

(7) 次のいずれかに該当する者

66,636円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

いもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者

100,080円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者

108,420円

ア及びイ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者

116,760円

ア及びイ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 133,440円

2 所得の少ない第1号被保険者について

ての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,024円と

いもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者

74,040円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者

88,848円

ア及びイ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者

103,656円

ア及びイ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 118,464円

する。

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ、第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで、又は第2条第6号から第10号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 (略)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ、令附則第16条第2項、令附則第17条第2項又は第2条第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至った第一号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第一号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第4号まで、令附則第16条第2項、令附則第17条第2項又は第2条第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額との合算額とする。

4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成26年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

- 3 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

（健康福祉部介護・高齢福祉課）